

ハラスメントから会社を守る！

会社が講ずべきハラスメント対策とは？

会社/管理職/相談窓口の役割・責任・課題

- ☑ セクハラの規定はあるが、他に具体的な対策はしていない
- ☑ 相談員を定めているが、実際に相談がきたら困ると思う
- ☑ パワハラだと言われるので、上司が部下に指導・叱責できない

こんな企業様に
おすすめ！！

平成29年1月、改正男女雇用機会均等法、改正育児介護休業法が施行されました。妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置の義務付けや、ハラスメントの被害を受ける者の性的思考や性自認（LGBT等）にかかわらず、「性的な言動」であればセクハラに該当することが指針で定められました。ハラスメント対策を怠ると会社はどうなるのか、どのような対策を取ればよいのか、判例を基にお話しさせていただきます。

セミナー内容



【講師プロフィール】
 栖原 圭子(すはら けいこ)
 社会保険労務士
 航空関連会社勤務を経て、平成15年に入所。平成17年社労士資格取得。平成20年産業カウンセラー資格取得。自身も二人の子育てを経験

- ハラスメントにおける会社の法的責任
- 管理職・相談窓口（相談担当者）の役割と責任
- ハラスメントから会社を守る～会社が講ずべき対応策～

日時

平成29年12月8日（金） 14:00～15:45 （13:40開場）

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
 （JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分）

定員

12名（先着順締切・1社1名様限定）

参加費

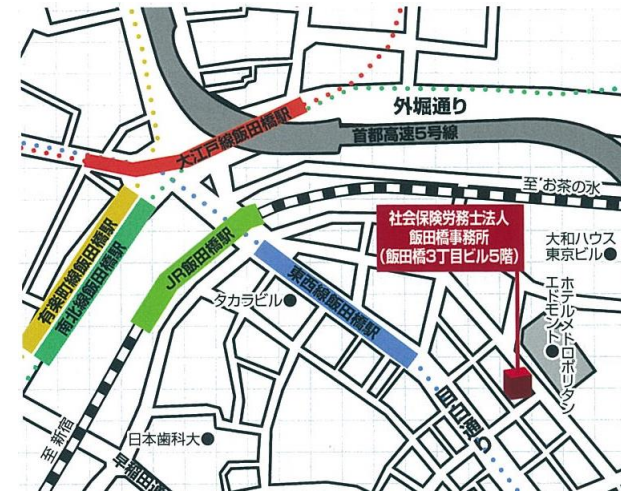
無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123（担当；土井、栖原、横島、宮尾）



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
 TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索

〔個人情報の取扱いについて〕

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。